

法 令 名	都市計画法（開発許可関係）（昭和43.6.15 法律 第100号） 改正平成29.5.12 法律 第26号）			
制度の趣旨	この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（法第1条）			
開発行為の基準及び許可基準	都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域外で開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第29条第1項及び第2項）			
	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外
開発許可を要しないもの	（法第29条第1項） 1. 1,000(500)㎡未満（令19） 2. 公益上必要な建築物（令21） 3. 都市計画事業 4. 土地区画整理事業 5. 市街地再開発事業 6. 住宅街区整備事業 7. 防災街区整備事業 8. 公有水面埋立事業 9. 非常災害応急措置 10. 通常管理行為（令22）	（法第29条第1項） 1. 農林漁業用建築物（令20） 2. 市街化区域の2から10まで	（法第29条第1項） 1. 3,000㎡未満（令19） 2. 農林漁業用建築物（令20） 3. 市街化区域の2から10まで	（法第29条第2項） 1. 1ha 未満（令22の2） 2. 農林漁業用建築物（令20） 3. 市街化区域の2、3及び8から10まで
開発許可を要するもの	■許可基準（法第33条） 1. 用途地域適合 2. 道路、公園等（令25） 3. 排水施設（令26） 4. 給水施設 5. 地区計画等 6. 公益的施設（令27） 7. 防災措置（令28） 8. 災害危険区域等（令23の2） 9. 樹木保存等（令23の3、令28の2） 10. 緑地帯等（令23の4、令28の3） 11. 輸送施設（令24） 12. 申請者の資力信用（令24の2） 13. 工事施行者の施行能力（令24の3） 14. 妨げとなる権利者の同意	■許可基準（法第33条、法第34条） 左記のほか、次の許可基準がある。 1. 公益上必要な建築物又は日常生活に必要な店舗等 2. 鉱物資源、観光資源の利用のためのもの 4. 農林水産物の処理、貯蔵、加工のためのもの 5. 特定農山村地域における農林業等活性化基盤施設 6. 県が国等と一体となって助成する中小企業の共同化等のためのもの 7. 既存工場に密接な関連を有するもので事業活動の効率化を図るもの 8. 危険物の貯蔵処理のためのもの（令29の6） 9. 市街化区域内で建築困難なもの（令29の7） 10. 地区計画等に適合するもの 11. 条例（第6条及び第7条）の基準に適合するもの 12. 条例（第8条）の基準に適合するもの 13. 既存の権利の届出を行った者が権利の行使として行うもの（令30、省令28） 14. 開発審査会の議を経て、市街化を促進するおそれがなく市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められるもの	■許可基準（法第33条） 市街化区域と同じ	■許可基準（法第33条） 市街化区域と同じ
建築する可も等を	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認（法第37条）	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認（法第37条） 2. 建ぺい率等の制限の例外許可（法第41条） 3. 予定建築物以外の建築許可（法第42条） 4. 開発許可を受けた土地以外の土地での建築等の許可（法第43条）	1. 工事完了公告前の建築等の特例承認（法第37条） 2. 建ぺい率等の制限の例外許可（法第41条） 3. 予定建築物以外の建築（法第42条）	非線引都市計画区域と同じ
照 会 先	県土整備部都市計画課（088-621-2596）			